

日本肝癌研究会々則

第1条（名称および事務局）

本会は日本肝癌研究会（Liver Cancer Study Group of Japan 略号：LCSGJ）と称する。
本会の事務局は大阪府大阪狭山市大野東 377-2 近畿大学消化器内科内におく。

第2条（目的）

本会は肝腫瘍に関する研究ならびに診療の進歩・普及を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会などの開催
2. 本邦における肝腫瘍の統計、追跡調査
3. 「原発性肝癌取扱い規約」の刊行
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員）

本会は施設会員、個人会員、特別会員並びに賛助会員によって構成される。

1. 施設会員は第2条の趣旨に賛同して入会した施設とする。施設会員は原則として診療科単位とする。
2. 個人会員は第2条の趣旨に賛同して入会した医師・研究者とする。
3. 特別会員は会長、常任幹事の経験者、およびこの研究会に対して特別に貢献のあったものの中から、常任幹事会の推薦に基づき幹事会で承認された者とする。
4. 賛助会員は上記の会員以外で第2条の趣旨に賛同する法人・団体あるいは個人とする。

第5条（入会）

本会に入会を希望する者は所定の用紙に記入または本会ホームページの所定フォームに入力の上、会費を添え本事務局に申し込むものとする。

第6条（会費）

1. 会員は幹事会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。
2. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

3. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7条（役員）

1. 本会には次の役員をおく。

年次会長 1名
年次副会長 1名
常任幹事 10名以内
監事 2名
幹事 全会員の概ね5%とする
特別会員 若干名
特命幹事 若干名

2. 年次会長は会員の中から幹事会に於て選出される。任期は1年とし、年次会長選出のための幹事会が行われる学術集会終了の翌日に始まり、次期学術集会終了の日に終わる。再任はされない。年次会長は会務を統括し、年次学術集会、常任幹事会、幹事会を主宰するとともに、常任幹事会、幹事会の議長になる。
3. 年次副会長は会員の中から幹事会に於て選出される。任期は1年とし、年次会長選出のための幹事会が行われる学術集会終了の翌日に始まり、次期学術集会終了の日に終わる。再任はされない。年次副会長は年次会長の職務を補佐し、常任幹事会、幹事会の副議長になる。年次会長に事故のあるとき、または欠けたときには年次副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
4. 常任幹事は幹事の互選によって選出される。任期は2年とし、選任の日の翌日に始まり次期選任の日に終わる。再任を妨げない。常任幹事は常任幹事会を組織し、年次会長、年次副会長を幹事会に推薦するとともに幹事会の権限に属せしめられたこと以外の事項を議決し、執行する。また、年次会長を補佐して会務を執行する。
5. 監事は幹事会で選出される。任期は2年とし、選任の日の翌日に始まり、次期選任の日に終わる。再任を妨げない。監事は次に規定する業務を行う。
 - (1) 学会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 常任幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを常任幹事会、幹事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、常任幹事会または幹事会を招集すること。
6. 幹事は個人会員の中から施行細則に定めるところによって選任する。幹事は幹事会を構成し、会の運営を議する。幹事会は年1回以上開催するものとする。幹事の任期は

4年とし、選任の年の4月1日に始まり、4年後の3月31日に終わる。再任を妨げない。幹事会は本会の重要事項を審議の上議決し、また年次会長、年次副会長、常任幹事を選任する。幹事会の決定事項は年次学術集会において事務局から報告するものとする。

7. 特別会員は本会の発展・向上に寄与するための助言などを行う。
8. 特命幹事は常任幹事会が指定する事業に従事する。
9. 幹事に欠員が生じて、任期中の補充はしない。

第8条（各種委員会）

本会の事業の発展を促進するために、幹事会の議決を経て各種の委員会をおくことができる。委員会の廃止及び改変は、幹事会の議決による。

第9条（議事録）

すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び議長の指名する出席代表者1名が署名押印の上、事務局においてこれを保存する。

第10条（年次学術集会での発表）

1. 年次学術集会における研究発表は、原則として会員に限る。ただし、会長により招請された場合及び個人会員が一人以上共同演者となっている場合は、この限りでない。
2. 本研究会の学術集会、シンポジウムなどで発表・講演を行う者は、抄録提出時および発表時に、それぞれの時点における過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。利益相反状態の有無についての規定は以下の通りとする。
 - (1) 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
 - (2) 筆頭演者が自己申告して開示すべき事項は以下の9項目とする。開示が必要なものは、抄録提出1年前から発表時までのものとする。
 - ① 顧問
 - ② 株保有・利益
 - ③ 特許使用料
 - ④ 講演料
 - ⑤ 原稿料
 - ⑥ 受託研究・共同研究費

- ⑦ 奨学寄附金
- ⑧ 寄付講座所属
- ⑨ 贈答品などの報酬

(3) 筆頭演者は利益相反状態について、抄録提出時に既定の様式に従い、発表時に発表スライドあるいはポスターに公開するものとする。

3. 学術集会での発表内容にかかわる利益相反および医学倫理上の責任は発表者に帰する。

第11条（経費）

本会の経費は会費（施設会費、個人会費、賛助会費）、寄付金、「肝臓取り扱い規約」の印税等をもってこれにあてる。

第12条（退会）

1. 退会を希望する者はその旨を届け出なければならない。その場合、既納の会費は返却しない。
2. 連続2年間会費を納入しない者は退会とみなす。

第13条（職員）

本会の事務を処理するために、必要な職員を置く。

第14条（会則変更）

会則の変更は過半数の幹事の出席する幹事会において、その3/4以上の賛成を必要とする。

附 則

本会則ならびに施行細則は昭和58年7月6日よりこれを実施する。

平成7年7月23日改訂。

平成13年6月8日改訂。

平成15年6月19日改訂。

平成20年5月22日改訂。

平成21年7月2日改訂。

平成22年3月10日改訂。

平成22年7月8日改訂。

平成24年7月20日改訂。

平成27年7月23日改訂。

平成 28 年 7 月 1 日改訂。

平成 29 年 7 月 6 日改訂。

平成 30 年 6 月 28 日改訂。

施行細則

1. 学術集会は中心課題を決めて実質討議を行う。
2. 幹事を希望する者は現幹事の推薦書を付し規定の用紙を事務局に提出し、幹事立候補の意志を表明する。その資格は入会后 5 年以上で会費を完納した個人会員であり、原則として施設会員の施設に所属する者とする。ただし、病理等基礎系及び放射線科系に所属する者はこの限りでない。幹事選考委員会の議を経て、年次会長がこれを承認する。ただし、5 年未満の会員歴の個人会員についても、幹事選考委員会が推薦し、幹事会の承認を得れば特例として任期を限定し、幹事に選任することができる。満 65 才を過ぎた幹事は次の 3 月 31 日で資格を失う。ただし、常任幹事については 65 才を過ぎても任期満了までその資格を失うことはない。
3. 幹事は正当な理由なく幹事会に 2 年間出席しない場合はその資格を失う。
4. 幹事会は年次会長の招集するもののほか、1 / 3 以上の幹事より開催要請があれば、臨時にこれを開催しなければならない。
5. 幹事会は 2 / 3 以上の幹事の出席によって成立する。ただし、委任状を認める。
6. 特別会員は幹事会に出席することができるが、議決には参加しない。
7. 特命幹事は事業の必要性に応じて、常任幹事会が選任する。特命幹事は常任幹事会が指定する事業に従事し、その結果を常任幹事会に報告する。任期は常任幹事の任期と同じとする。特命幹事は幹事会に出席することはできるが、議決には参加しない。
8. 肝癌追跡調査委員会を設置する。委員長は常任幹事会で選出し、幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。委員の選出については別に内規で定める。
9. 肝癌追跡調査委員会は 2 年に 1 回、本邦における原発性肝悪性腫瘍の実態調査を行う。事務局においてその集計、データの保存を行う。
10. 追跡調査の結果は追跡調査委員会の承認を得て会員に周知し、一般に公表する。雑誌「肝臓」
「Hepatology Research」に調査報告の抜粋を掲載する。
11. 「肝癌取扱い規約」に関しては規約委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催し、その充実を計るものとする。委員長は常任幹事会で選出し、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。本委員会の委員は、委員長が推薦し幹事会の承認を得て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。満 65 才を過ぎた委員は次の 3 月 31 日で資格を失う。ただし、常任幹事については 65 才を過ぎても任期満了までその資格を失うことはない。

12. 規約委員会の定めた「肝癌取扱い規約」は本会で刊行し、出版社との契約は本会を代表し規約委員長が行う。「肝癌取扱い規約」は改訂時に各施設会員に配布する。
13. その他の各委員会の委員は、原則として幹事の中から幹事会の議決を経て、会長が委嘱する。委員会は原則として委員の中からの委員会の議決を経て委員長、必要に応じて副委員長を置くことができ、会長が委嘱する。委員会の議長は委員長とする。ただし、肝癌追跡調査委員会及び規約委員会にはこの規定を適用しない。
14. 年会費は、

個人会費	4,000 円
施設会費	20,000 円
賛助会費	50,000 円

とする。
特別会員は会費を納めることを要しない。
15. 個人会員は「肝癌取扱い規約」をのぞき事務局から送付される施設会員宛の連絡書類の送付を受けることができる。
16. 事務局は3年に1回会員名簿を作成し会員に配布する。
17. この規則は、常任幹事会及び幹事会の議決を経て変更できるものとする。